

公益財団法人愛知県スポーツ協会競技委員会規程

第1章 総則

第1条 この規程は、公益財団法人愛知県スポーツ協会（以下「協会」という。）定款第41条の規定に基づき、競技委員会（以下「委員会」という。）を設置することに関して必要な事項を定めるものとする。

第2章 目的及び事業

第2条 委員会は、加盟団体相互の連絡調整及び競技力の向上発展を目的とする。

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 加盟団体相互の連絡調整
- (2) 加盟競技団体の競技の振興
 - ア ジュニア選手の発掘と強化対策事業
 - イ 本県を代表する選手の強化と国際的選手の育成
 - ウ 指導者の養成と研修
 - エ 審判員の養成とその資質の向上
- (3) スポーツ科学委員会の審議事項に関し、理事会が決定した事業
- (4) その他、委員会の目的達成に必要な事業

第3章 組織

第4条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 加盟競技団体から選出された委員 各1名
- (2) 加盟学校団体から選出された委員 各1名
- (3) 理事長が競技団体選出理事の中から指名する委員 2名
- (4) 委員長が委員会に諮って指名する学識経験者の委員 若干名

第4章 役員

第5条 委員会に次の役員を置く。

- | | |
|------|-----|
| 委員長 | 1名 |
| 副委員長 | 2名 |
| 常任委員 | 若干名 |

第6条 委員長は、理事長が協会理事から選出された委員の中から指名する。

第7条 副委員長及び常任委員は、委員の互選により決める。

第8条 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を掌理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 常任委員は、委員会より付託された事項を処理する。

第9条 委員及び役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠による委員及び役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員長及び副委員長は、任期満了後といえども後任者が就任するまではその職務を行う。

第5章 委員会

第10条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員総数の過半数が出席しなければ開会することができない。
- 3 委員会の決議は、出席委員の過半数の同意をもって定め、可否同数のときは議長がこれを決める。
- 4 委員会の決議について、議決に加わることのできる委員の過半数が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その議事を可決する旨の委員会の議決があったものとみなすものとする。
- 5 第4条第1号及び第2号の委員が委員会に出席できないときは、当該団体は、代理者を出席させることができる。

第6章 常任委員会

第11条 常任委員会は、委員長、副委員長、常任委員をもって構成する。

- 2 常任委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 3 常任委員会の開会と議決は、委員会に準ずるものとする。

第12条 常任委員会は、委員長より付託された事項並びに緊急を要する事項を決定する。なお、決定事項については、委員会に報告して承認を求めなければならない。

第7章 規程の改廃

第13条 この規程は、委員会において委員総数の3分の2以上の同意により、理事会の承認を得なければ変更することができない。

附 則

- 1 この規程は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 財団法人愛知県体育協会競技委員会規程（昭和35年3月4日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年7月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人愛知県体育協会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年2月20日から施行する。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。